

# 1 本件の概要

参考



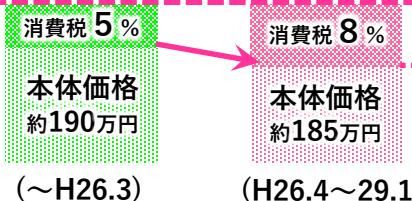
株式会社はるやまホールディングス  
(グループの戦略立案・統括管理等を行う特定事業者<sup>※</sup>)

- 店舗用の建物又は駐車場の賃貸人の一部との間で、賃料を「税込価格」で定めた。

違反行為

平成26年4月分以降平成29年1月分までの賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。

(イメージ図) 税込賃料200万円



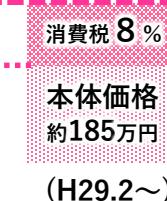
違反行為の継続



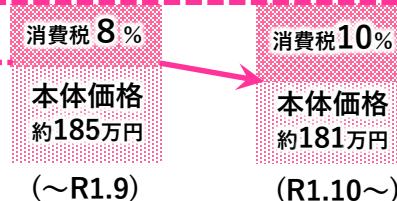
はるやま商事株式会社  
(衣料品等の小売業を営む特定事業者)

- 平成29年1月4日付けではるやまホールディングスから衣料品等の小売業を承継

平成29年2月分以降の賃料について、はるやまホールディングスが消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った賃料と同額の賃料を支払った。



令和元年10月分以降の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。



※ 平成29年1月4日付けではるやま商事に承継するまでは衣料品等の小売業を営んでいた。

賃料支払い

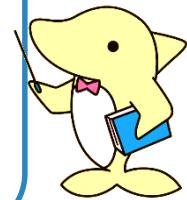
本件賃貸人（特定供給事業者）約30名



## 公正取引委員会からの勧告

- 消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った平成26年4月分以後の店舗等の賃料について、同月分に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買いたたき」として禁止しています。



消費税転嫁されタイルカルカちゃん